



日本有数の企業が度重なる不正をしていた。実に残念なことである。しかし私の専門は法律である。不幸なことに法律は、こういった問題が明るみに出たときにこそ役立つ。最近話題の民法（債権法）改正を視野に入れつつ、不正の後始末について考えてみよう（債権法改正法は、平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。平成32年6月2日までに施行される予定である）。

神鋼・日産の法的責任論

て、瑕疵担保責任（民法70条）を追及することができる。「瑕疵」という聞きなれない言葉であるが、簡単に言えば、欠陥のことである。もともと、何が瑕疵かは議論があり、必ずしもはっきりしない。具体的には買主は、瑕疵担保責任の追及として、①契約を解除して、納入された製品を返還し、代金の返還を求めることや、②損害賠償を請求することができる。もともと、神鋼の納入した製品は、既に、大部分が加工されているであろうから、①は、事実上、不可能である。取引先が現実に採りうる手段は、瑕疵の存在と損害額を証明して、損害賠償請求をすることだけであろう。

これが民法改正によって、かなり分かりやすくなる。改正後は瑕疵という難しい言葉は姿を消し、売り主は品質等が契約の内容に適合しないとき（契約不適合）に、責任を負うこととなる。この場合、買主はまず、商品の修理や代替物の引き渡しを請求する。もともと、今回のように、それが不可能な場合は、代金の減額を請求する。すでに代金全額を支払い済みであれば、減額分の返金を請求できる。他に、契約の解除や損害賠償請求も可能である。法律を離れて取引先の欲求を考えると、劣悪な商品を買ったのだから代金を返せ、それと、検査やユーザー対応に要した費用を賠償しろ、というものである。

現行法下でも、解釈でこのような解決を導くことは可能であったが、法改正によって、すっきり結論を導くことができるようになる。

日産自動車については、正規の資格を持った検査員が検査をしていなかったことが問題となっている。自動車の品質それ自体に問題がなくても、適切な検査を経ないことを「瑕疵」ということができるかは問題である。もともと、ユーザー目線で考えると、法的な資格を持った検査員が、適切に検査して、安全性を確認したことを前提に車を買っているのであり、仮にたまたま、安全性に問題がないとしても、適切な検査を経っていない自動車を買うつもりはないであろう。したがって、改正法における「契約不適合」に該当するということができる。

法律は、日常生活では意識しないかもしれないが、確実に社会を支えている。不正が発覚すると、ペナルティーにばかり目が行きがちであるが、どうやって、ユーザーを保護していくかを考えることも、法律の重要な課題である。

不正の後始末

神戸製鋼所はアルミ製品や銅製品をはじめ、さまざまな製品で、検査データを改ざんし、取引先に劣悪な製品を納入していた。現行法では取引先は神鋼に対し



名古屋経済大学法学部准教授
濱口 弘太郎

はまぐち・こうたろう
(損害賠償法)。北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了。1985年生まれ。

